

躊躇なく繰り返される死刑執行に強く抗議し、死刑執行の停止を求める会長声明

年の瀬も押し迫った本日、森まさこ法務大臣の命令の下、福岡拘置所で死刑確定者1名の死刑が執行された。

死刑制度の存廃について国民的な議論を経ることなく、昨年同様にあたかも年末の行事であるかのように躊躇なく死刑が執行されたことに対し、戦慄とともに、強い怒りを禁じ得ない。

我が国の死刑執行方法は、当日の朝にいきなり執行を告げられ、近親者や弁護士と最期の別れをする機会もないままに、絞首の方法で執行されるものであって、かつて死刑を執行していた他国と比較しても、非人道的だというそしりを免れない。死刑執行の実態を広く情報公開した上で、国家が人の命を奪う死刑制度が現代国家において正しい刑罰の在り方なのか、改めて議論をすべきである。

これまでの会長声明でも繰り返し述べているとおり、死刑の廃止または執行停止はすでに国際的潮流である。世界の3分の2を超える国が死刑を廃止または停止しており、先進国グループであるOECD加盟国の中で死刑制度を存置し、国家として死刑を執行しているのは日本だけである。

そのような世界的な状況の中で、今世紀に入ってから延々と死刑執行を続けている我が国は、世界中から非難を浴びる国

家になってしまった。

また、死刑制度の存廃は究極の人権問題なので、必ずしも多数決で決めることではないが、仮に世論を意識するとしても、世論にも変化が見られることを直視すべきである。

最新の内閣府の世論調査（2014年）では、「死刑はやむを得ない」とする回答は全体の80.3%で、多数派ではある。しかし、「死刑はやむを得ない」とする人のうち「将来も死刑を廃止しない」という回答は57.5%である。これは全回答者のうちの46.2%で、半数に達しない。しかも特筆すべきは、年齢別にみると、「将来も死刑を廃止しない」を選択した人は、70歳以上では全体の54.6%であるのに対し、20歳～29歳の層では全体の37.1%で半数を大きく割っている。

以上より、政府が国際世論を無視して死刑執行を繰り返す態度に強く抗議するとともに、死刑の廃止とそれに代わる代替刑の在り方について十分な議論を尽くす間、当面、死刑の執行を停止することを改めて求める次第である。

2019(令和元)年12月26日
東京弁護士会会長 篠塚 力

自衛隊の護衛艦や対潜哨戒機を中東地域に派遣することに反対する会長声明

政府は、本日、自衛隊の護衛艦1隻及び海賊対策のためにソマリア沖に派遣中のP3C対潜哨戒機を、中東アデン湾等へ派遣することを閣議決定した。

2018年5月に米国が「イラン核合意」を離脱した後、ホルムズ海峡を通過するタンカーへの攻撃等が発生していることから、米国が日本を含む同盟国に対して有志連合方式による艦隊派遣を求めてきた。これに対し、日本はイランとの伝統的な友好関係に配慮し、米国の有志連合には参加せず、独自に護衛艦等を派遣するに至ったとされる。

米国が主導する有志連合は、武力攻撃を行うことが想定されている。しかし、我が国は徹底した平和主義をとり、日本国憲法9条は武力の行使を禁じている。したがって、自衛隊が、自国が攻撃されているわけでもないのに、他国の海域や公海上で

武力行使をすることは許されない。

この点、政府は、今般の自衛隊の派遣は、その目的を情報収集活動とし、防衛省設置法第4条第1項第18号の「調査及び研究」を根拠とする活動だと説明している。

しかし、憲法9条の下で、自衛隊の職務権限は極めて限定されており、自衛隊法に根拠のない活動は許されない。自衛隊法には自衛隊の任務として「調査及び研究」は含まれていない。したがって、今般の自衛隊派遣は法律に根拠のないものであって、近代国家の大原則である法治主義に明確に反する。

そして、我が国が活動する海域と有志連合が活動する海域は極めて近接していることから、有志連合と自衛隊の相互の情報が共有され、共有された情報が有志連合の武力行使を助けることになるであろう。これは、自衛隊が有志連合と一体となって、

憲法が禁止する「武力行使」をするに等しい。

さらに、中東海域で不測の事態が生じた場合には政府は海上警備行動（自衛隊法第82条）を発令して対応するとしている。その結果、自衛隊は、海上警備行動として「公務執行に対する抵抗の抑止」のための武器使用（自衛隊法第93条、警職法第7条）や強制的な船舶検査（自衛隊法第93条、海上保安庁法第16条、同法第17条第1項、同法第18条）を行う可能性も出てくる。その際に、自衛官が国又は国に準ずる組織に

対して武器使用を行った場合には日本国憲法9条が禁じる「武力の行使」に該当するおそれがある。

よって、当会は、今般の自衛隊の中東海域への派遣は、恒久平和主義や立憲主義、法治主義に反することから、反対するものである。

2019(令和元)年12月27日

東京弁護士会会長 篠塚 力

改めて自衛隊の護衛艦や対潜哨戒機を中東地域に派遣することに反対し、恒久平和主義や立憲主義、法治主義の遵守を求める会長声明

政府は、2019年12月27日の自衛隊の護衛艦1隻及びP3C対潜哨戒機を中東アデン湾等へ派遣する閣議決定（以下「本閣議決定」という。）に基づいて、本年1月10日、派遣の実施を命令した。

これに対し当会は、閣議決定当日に、「自衛隊の護衛艦や対潜哨戒機を中東地域に派遣することに反対する会長声明」を発し、その中で、今般の自衛隊の中東海域への派遣は、恒久平和主義や立憲主義、法治主義に反するものである旨指摘した。

すなわち、本閣議決定及びこれに基づく自衛隊艦船等の中東海域への派遣には、様々な憲法上の問題があるところ、派遣海域の周辺では、本年1月3日に米国がバグダッド空爆を実施してイラン革命防衛隊のソレイマニ司令官を殺害し、これに対してイランが1月8日に、イラク国内にある複数の米軍基地に向けて十数発以上の弾道ミサイルを発射し、基地内の複数の建物が破壊された。これによって、中東地域の緊張状態は一気に高まり、同日夜にもアメリカ大使館のある地区に2発のロケッ

ト弾が撃ち込まれた。さらに、同日、テヘランの空港からウクライナ国際空港へ向けて離陸したボーイング737型旅客機がイラン側の防空網の誤射によって墜落し、乗客乗員176人が死亡する事態まで生じている。これらの事態に照らすと、派遣海域も戦闘地域あるいはこれに準ずる危険な地域と化する恐れが強くなっている。そのため、自衛官らの生命身体へのリスクが昨年末の時点より一層大きくなったことは明白である。

政府は、以上の状況に鑑みて、直ちに上記閣議決定に基づく派遣命令を白紙に戻すとともに、防衛省設置法は派遣の法的根拠とならないことを確認すべきである。

よって、当会は、今般の自衛隊の中東海域への派遣につき、改めて反対し、政府に対し、恒久平和主義や立憲主義、法治主義の遵守を求めるものである。

2020(令和2)年1月24日

東京弁護士会会長 篠塚 力

刑事被告人の元弁護人の法律事務所に対する搜索・差押に抗議する会長声明

東京地方検察庁の検察官らは、本年1月29日、被告人カルロス・ゴーン氏の元弁護人らの法律事務所に対し、元弁護人らが押収拒絶権を行使して搜索を拒否する意思を明示しているにもかかわらず、法律事務所に立ち入って搜索を強行した。その際、検察官らは施錠中のドアの鍵を解錠して法律事務所に侵入したうえ、事務所内の会議室の鍵を破壊する等の実力を行使

したほか、事件記録等が置かれている弁護士らの執務室内をビデオ撮影し、元弁護人らが繰り返し退去を求めたにもかかわらず、長時間にわたり事務所から立ち退かなかった。

およそ弁護士は、業務上委託を受けたため保管し又は所持する物で他人の秘密に関するものについては、権利の濫用と認められる場合等を除き、押収を拒絶することができる（刑事訴訟

法第105条)。そして、弁護士によって押収拒絶権が行使された場合には、対象物を押収するための捜索も当然に許されない。

今回の検察官らの行為は、同条の趣旨に反するものであり、明白に違法である。

また、被疑者及び被告人の防御権及び弁護人依頼権は憲法が保障するものであり、弁護人は被疑者及び被告人の権利及び利益を擁護するため最善の弁護活動を尽くすべき義務を負うところ、対立当事者である検察官が弁護人の権利を侵害する違法行為に及ぶことは、弁護士業務の妨害であるにとどまらず、刑事司法の公正を著しく害するものである。

本件の検察官らの行為は、弁護士の押収拒絶権を蔑ろにし、

弁護士に秘密を明かして相談し自らの法的権利を守ろうとする一般市民の利益を害することに加え、わが国の刑事司法の公正さを著しく害するものである。

当会は、かかる検察官らの違法行為に対して強く抗議すると共に、昨今、日本の刑事司法の実情について、諸外国より強い批判が向けられている現状の下、かかる違法行為がなされたことにより、国民のみならず国際社会からの日本の刑事司法に対する信頼が失われることを深く憂慮するものである。

2020(令和2)年1月31日

東京弁護士会会長 篠塚 力

自衛隊の護衛艦「たかなみ」を中東海域に派遣したことに抗議し、恒久平和主義や立憲主義、法治主義の遵守を求める会長声明

政府は、2019年12月27日に、自衛隊の護衛艦1隻及びP3C対潜哨戒機を中東アデン湾等へ派遣する旨閣議決定し(以下「本閣議決定」という。)、これに基づいて、本年1月10日、自衛隊に派遣命令を出し、同月11日、哨戒機2機が那覇航空基地を出発した。

これに対して当会は、本閣議決定当日に「自衛隊の護衛艦や対潜哨戒機を中東地域に派遣することに反対する会長声明」を、本年1月24日に「改めて自衛隊の護衛艦や対潜哨戒機を中東地域に派遣することに反対し、恒久平和主義や立憲主義、法治主義の遵守を求める会長声明」を発した。そして、その中で、今般の自衛隊の中東海域への派遣は、恒久平和主義や立憲主義、法治主義に反するものである旨を指摘するとともに、本年初頭からの米国とイランの間の攻撃と報復攻撃やイランによるウクライナ機の誤射等の状況に照らし、派遣海域が戦闘地域ないしこれに準じる危険な地域と化する恐れが強くなっており、自衛官らの生命身体へのリスクが一層大きくなったことに警鐘を鳴らした。

その後、1月26日には、イラクのバグダッドにあるアメリカ大使館の敷地にロケット弾3発が着弾し、これがイラクの親

イラン武装組織による米国に対する報復である可能性が指摘されていることや、イラクでは反米感情が高まっており、同日アブドルマハディ首相が、イラクが戦場になる恐れについての懸念を表明したことなどが報道されている。

このように、中東海域の情勢は安定したとはおよそ言いがたい状況にあり、いつ「戦闘地域」となるか予断を許さない。そのような状況で自衛隊を派遣すれば、派遣された自衛官らが戦闘に巻き込まれ、憲法が禁止する「武力行使」に至る可能性も否定できない。にもかかわらず、去る2月2日、護衛艦「たかなみ」は、横須賀基地を出発した。

すでに指摘しているとおり、今般の自衛隊の中東海域への派遣は恒久平和主義や立憲主義、法治主義に反するものである上、上記のような情勢に鑑みれば、「たかなみ」の派遣決定は撤回されるべきであったのに、派遣が強行されたことは極めて遺憾であり、当会は、改めて強く抗議する。

2020(令和2)年2月6日

東京弁護士会会長 篠塚 力